

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条第１項の規定により、養老町における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を実施しますので、同法第２１条第２項の規定により、次のとおり公示します。

令和８年８月３１日

岐阜県知事 江崎 禎英

町 名	期 日	時 間	場 所	地 域
養老町	令和８年 １０月２０日 (火)	午前１０時から 正午まで	ＪＡにしみの 養老南支店 (下笠2796-1)	池 辺 笠 郷 上多度
	１０月２１日 (水)	午前１０時から 正午まで	ＪＡにしみの 養老北支店 (安久12-1)	室 原 日 吉 小 畑 多 芸
	１０月２２日 (木)	午前１０時から 午後２時３０分まで	ＪＡにしみの 養老中支店 (石畑1230)	全 域